コラム補足資料（一部コラムと重複する内容あり）

１．検定マークについて

国家検定合格品には検定マークがついていますが、マークの記載内容は「国（年）型式検定番号（品名）（種類）」です。

下記の例では、品名及び種類の DR は防じんマスク、「捨」は使い捨て式、DS 1 は防じん性能区分の意味です。この他の品名や種類では、GM（防毒マスクの意）、「直」（取替え式のうち直結式の意）、防じん性能区分の RL 2 等があります。

図１　国家検定合格品マークの例（注：この製品には農薬用保護マスク研究会の識別マークはついていなかった）

国家検定の防じん性能の区分には DS や RL などがありますが、D は使い捨て式防じんマスク、R は取替え式防じんマスク、S は試験粒子が固体、L は試験粒子が液体、１や２は粒子捕集効率の意味で１は 80.0%以上、２は 95.0%以上の意味があります。試験に用いる粒子の大きさは固体が 0.06~0.1μm、液体が 0.15~0.25μm とのことです。最近話題の N95 マスクも防じんマスク（微粒子用マスク）の規格です（NISOH（アメリカ合衆国労働安全衛生研究所）の規格）。

ちなみに最近よく聞く感染症の感染経路の用語である飛沫は直径５μm以上、飛沫核は直径５μm未満のものを指すようです（ウィキペディアより）。なお、スギ花粉の大きさは 30~40μm とのことです。

２．識別マークについて

市販品には農薬用保護マスク研究会が作成した、上記３つの分類による識別マークが商品パッケージ等に付いているものがあり、参考にできます。

【識別マークの種類】

①農薬用マスク（粉剤・液剤用）：

・粉剤・薬剤の散布に使用する。

・使い捨て式防塵マスク。

・区分は DS 1 や DS 2 など。

②防護マスク（粉剤・液剤用）：

・急性毒性の高い粉剤・薬剤（農薬の製品ラベルに「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示のあるもの）に使用する。

・フィルター取替え式の防塵マスク。

・区分は RL 1 や RL 2 など。

③防護マスク（土壌くん蒸用）：

・土壌くん蒸剤などのガス化しやすい農薬に使用する。

・農薬の製品ラベルに「吸収缶付き防護マスク着用」と表示されているものを使用する時にはこのタイプを使う（農薬に合わせた吸収缶が必要）。

・一般には防毒マスクに分類される。

・面体と吸収缶から成り、薬剤に合わせた吸収缶を取り付けて使う。（例：クロルピクリンには有機ガス用の吸収缶、ヨウ化メチルにはヨウ化メチル用の吸収缶を使う。吸収缶の有効時間には限りがあるので注意し、早めに交換する）。

・防塵機能も持つ吸収缶（検定合格品）には区分 S 1 、S 2 等の表示がある（防塵機能の無い吸収缶には区分の表示はない）。

①農薬用マスク（粉剤・液剤用）　②保護マスク（粉剤・液剤用）　③保護マスク（土壌くん蒸用）

図２　マスクの識別マーク（農薬用保護マスク研究会）

３．農薬用マスクの検索ソフトについて

一般社団法人日本くん蒸技術協会のサイトでは、農薬の種類を入力して、対応するマスクを検索できるソフトを公開しています。

・農薬用マスクの検索ソフト

http://www.nikkunkyo.or.jp/mask/search.html